

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (漢字・英字) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パキスタン	パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	200,000千円 ----- -----	H25. 4.30 イスラマバードで (同日)	日本側 大江博在 パキスタン大使 パキスタン側 ムハンマド・シヤーズ・アルバード・経済・統計省経済担当次官	H25. 5.13 I73号
パキスタン	パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	600,000千円 ----- -----	H25. 4.30 イスラマバードで (同日)	日本側 大江博在 パキスタン大使 パキスタン側 ムハンマド・シヤーズ・アルバード・経済・統計省経済担当次官	H25. 5.13 I74号
パキスタン	空港保安強化計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	空港保安強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,946,000千円 H29. 9.30まで	H25.10.31 イスラマバードで (同日)	日本側 落俣弘司在 パキスタン大使 パキスタン側 ナルギス・セテライ財務・歳入・経済・統計・民営化省経済担当次官	H25.11.20 342号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。